

・麻疹の予防方法と保健所への届出について

ゴールデンウィーク前より、厚生労働省は麻疹（はしか）の感染に対し注意を呼び掛けています。

麻疹は、強い感染力が特徴の一つとして挙げられるウイルス性の感染症です。厚生労働省のHPではその感染力を、「免疫を持っていない人が感染するとほぼ 100%発症し、」と表現しており、感染力がずば抜けている事をうかがい知ることができます。麻疹に対して感染予防するには N95 マスクを着用する必要があります。しかし N95 マスクは一般販売店で入手が困難であったり、着用の前にフィットテストの実施が望ましい等の面で有用な予防方法とは言にくい側面があります。

この号の内容

1 麻疹の予防方法と保健所への届出について



N95 マスクのイメージ



フィットテスト時の風景

麻疹に効果的な予防方法として知られているのがワクチン接種です。麻疹ワクチンは 2 回接種する事で、ほぼ抗体が得られ感染予防に役立つと言われていています。しかし 1977 年～1990 年生まれの方は予防接種法により 1 回のワクチン接種しか行っていなかったり、それ以降の年に生まれた方でも 2 回目のワクチンの接種忘れ等により十分な抗体価が得られていない人が相当数いると考えられます。自身のワクチン接種歴が不明であったり、抗体価に不安がある方は、ワクチン接種を行った方が抗体価の確認検査を実施するよりも経済的負担が軽いと言われていていますので考慮していただけると幸いです。当院の職員に関しては麻疹の抗体価を既に調べており、抗体価が低い人にはワクチン接種を実施しています。

麻疹は約 2 週間の潜伏期間を経て発症することより、ゴールデンウィーク後数週間は麻疹患者が各医療機関を受診する可能性があると考えられます。そのため患者への問診の際には海外への渡航歴や、現在麻疹の発症報告が出されている沖縄・名古屋への移動歴等の確認が望ましいと言えます。



麻疹の症状は様々あり全て記載できませんが、診断上重要になる症状は①麻疹特有の発疹,②発熱,③咳 鼻水 充血などのカタル症状の 3 点です。現在麻疹は感染症法にて 5 類感染症として指定されており、麻疹発見後、直ちに保健所への届出が義務付けられていますので気を付けてください。下記の表 1,2 に麻疹の届出基準を記載しておきます。

表 1 麻疹の届出基準

麻疹 検査診断例
上記の①～③の臨床所見すべてを満たし、かつ、届出に必要な病原体診断のいずれかを満たすもの
麻疹 臨床診断例
上記の①～③の臨床所見をすべて満たすもの
修飾麻疹 検査診断例
上記の①～③の臨床所見を 1 つ以上満たし、かつ、届出に必要な病原体診断のいずれかを満たすもの

表 2 届出に必要な病原体診断

検査方法	検査材料
分離・同定による病原体検出	咽頭拭い液
抗体から直接の PCR 法による病原体遺伝子の検出	血液, 髄液, 尿
麻疹ウイルス抗体の検出	血清